

セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会 開催要綱

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

1. 開催趣旨

令和2年12月21日に閣議決定された政府税制改正大綱において、セルフメディケーション税制の対象については、その対象をより効果的なものに重点化することとされ、セルフメディケーション税制の対象医薬品の範囲及び今後の医療費削減効果等の検証方法等について専門家等の意見を聞くために「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」が開催されてきたところ。

国民一人ひとりが可能な限り健康で有意義な生活を送りながら活躍できる社会（健康活躍社会）を実現していくためには、限られた医療資源を有効に活用しながら、国民の健康づくりを促進することが重要である。そこで、セルフメディケーション税制のあり方を検討するとともに、セルフメディケーションの前提となるセルフケアの推進についても議論を進め、セルフケア・セルフメディケーションの推進に関する工程表を専門家等の意見を聴きながら取りまとめ、その進捗管理を行うことを目的として、「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」を「セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」と改称し、同検討会を開催する。

2. 検討事項

- (1) セルフメディケーション税制について
- (2) セルフケア・セルフメディケーション推進に関する工程表について
- (3) その他

3. 構成員

- (1) 検討会は、別添の構成員により構成する。
- (2) 検討会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

4. 運営

- (1) 検討会は、医薬産業振興・医療情報審議官が、関係局等の協力を得つつ、構成員の参集を求め開催する。
- (2) 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- (3) 検討会は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (4) 検討会の庶務は医政局医薬産業振興・医療情報企画課が行う。
- (5) 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障がある場合など、必要があると座長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。会議を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (6) 会議資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (7) その他、検討会の運営に関する必要な事項は、座長が検討会の了承を得て、その取扱いを定める。

別 添

令和7年5月26日時点

セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会 構成員

池田 俊明 公益社団法人国民健康保険中央会 常務理事

磯部 総一郎 日本OTC医薬品協会 理事長

伊藤 悦郎 健康保険組合連合会 常務理事

井上 淳子 成蹊大学経営学部総合経営学科 教授

◎ 井深 陽子 慶応義塾大学経済学部 教授

川又 竹男 全国健康保険協会 理事

角谷 真司 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 理事

関 光彦 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
OTC医薬品卸協議会運営委員長

宗林 さおり 岐阜医療科学大学薬学部 教授

寺島 多実子 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事

富永 孝治 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事

別所 俊一郎 早稲田大学政治経済学術院 教授

宮川 政昭 公益社団法人日本医師会 常任理事

武藤 正樹 一般社団法人日本ジェネリック医薬品・バイオシミラ
ー学会 OTC医薬品分科会委員会 分科会長

(五十音順、敬称略)

◎座長